

商標権	判決年月日	令和7年12月17日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10070号		
○ 指定商品を「ウイスキー」等とし、「エシカルグレーン」の文字を標準文字で表してなる登録商標について、無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟において、審決が取り消された事例				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法3条1項3号

(関連する権利番号等) 商標登録第6765218号

(審決) 無効2024-890064号

判決要旨

1 被告は、「エシカルグレーン」の文字を標準文字で表してなる本件商標(指定商品:第33類「ウイスキー」等)の商標権者である。原告は、本件商標につき商標登録無効審判を請求したが、特許庁は、本件商標は商標法3条1項3号に該当しないとして、同審判請求を不成立とする本件審決をした。

2 本判決は、本件審決には商標法3条1項3号該当性の判断に誤りがあるとして、これを取り消した。その理由の要旨は次のとおりである。

本件審決は、その判断部分において、「エシカル」は「倫理的な」等の意味を有すると認定しているものの、その後の「エシカル」の使用例や、本件商標についての検討の場面では、「エシカル」の文字から「論理的な」の意味合いが生ずるとした上で、本件商標の構成全体から「論理的な穀物」ほどの漠然とした意味合いを生ずるなどと認定しており、本件商標の構成から生じる観念を正しく検討していないといわざるを得ない。

ある商標がその指定商品について商品の品質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるというためには、当該商標が当該商品に使用された場合における取引者、需要者の一般的認識を検討すべきところ、本件審決は、その検討の前提となる構成から生じる意味を誤っているから、結局は商標法3条1項3号該当性判断の核心部分における検討を誤っているというほかなく、この誤りは結論に影響を及ぼすものである。

以上